

事務連絡
令和4年3月16日

輪島市立小中学校長 様

輪島市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

昨日開催された第58回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（別添 本部会議資料参照）において、県内全域を対象として1月27日（木）から3月21日（月）まで適用されている「まん延防止等重点措置」の解除を要請することが決定されました。

感染防止については、これまで、3月7日付通知などにより、その徹底を図るよう求めてきたところですが、引き続き気を緩めることなく教職員一丸となって感染症対策にあたっていたいただきたいと思います。

また、児童生徒に対しては、引き続きあらゆる機会を捉えて、感染症対策について指導を徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

なお、下線部は3月7日通知との変更点です。

記

【基本的な感染症対策】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は登校や外出を控える。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- ・暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- ・都道府県をまたいで移動する際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。

【飲食を伴う場面について】

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席せず、座席の間隔をあけ、会話を控える。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用は自粛し、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクを着用する。

【感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動について】

- ・以下に示す学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。
 - ◇児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ◇室内で近距離で行う合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

◇児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習

◇児童生徒が密集したり接触したりする運動

【部活動について】

- ・県外との往来を伴う練習試合、県内外での合宿・発表会等、県内の学校同士の練習は禁止としていたが、「まん延防止等重点措置」の解除を受け、制限を解除する。ただし、合宿、宿泊を伴う練習試合については、引き続き、当面禁止する（大会参加は可とする）。
- ・部活動中に飲食する場合は、向い合わないようにし、会話を控える。
- ・部活動前後での集団での飲食は控える。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会等終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・大会等に参加する場合は、11月9日付事務連絡の「別紙（写）」で示した事項について改めて確認する。

【連絡体制について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、保護者・児童生徒に徹底する。
（休日等においても保護者からの連絡が確実に管理職に届くよう連絡体制を確認し、保護者に連絡先等を周知する。）
- ・陽性者判明後は、所定の様式により、保健所の施設調査に協力できるよう必要事項を速やかに把握する。（9月30日付事務連絡に添付した、9月17日付教保第881号（写）参照）
- ・臨時休業期間が長くなる場合に備えて、児童生徒の健康チェック、課題等の指示、提供等について適切に対応できるよう Google Classroom 等の活用について事前に確認しておく。

【ワクチン接種への正しい理解の促進について】

- ・9月30日付事務連絡に添付した「話し合おう“ワクチン”のこと」を活用し、ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。

